

大野市公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、市職員等及び外部の労働者等からの公益通報の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市職員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する市の職員

イ 市との請負契約その他契約に基づいて事業を行う事業者の役員及び従業員

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市の施設の指定管理者の役員及び従業員

エ 公益通報の日前1年以内にアからウまでに掲げるいずれかの者であったものの

(2) 内部通報対象事実 市の職務上の行為に関し、法令（条例、規則等を含む。）に違反する行為の事実をいう。

(3) 内部公益通報 市職員等が、内部通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を市に通報することをいう。

(4) 外部の労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者（市職員等を除く。）をいう。

(5) 外部通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実（市の機関が処分又は勧告等をする権限を有するものに限る。）をいう。

(6) 外部公益通報 外部の労働者等が、外部通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法第2条第1項の規定により市の機関に通報することをいう。

(7) 通報対象事実 内部通報対象事実及び外部通報対象事実をいう。

(8) 公益通報 内部公益通報及び外部公益通報をいう。

(9) 通報者 公益通報を行った市職員等及び外部の労働者等をいう。

(公益通報の窓口)

第3条 公益通報を受け付ける窓口（以下「公益通報窓口」という。）を、行政経営部総務課に置くものとする。

2 公益通報窓口の責任者（以下「通報対応責任者」という。）は行政経営部総務課長とし、公益通報対応業務を総括するものとする。

3 通報対応責任者は、公益通報対応業務に従事する職員（以下「通報対応業務従事者」という。）を行政経営部総務課職員の中から指名するものとする。

(通報者の責務)

第4条 通報者は、客観的かつ具体的な根拠に基づき、誠実に公益通報を行わなければならない。この場合において、誹謗中傷、自己又は他人の不当な利益を得る目的、他人に損害を加える目的等の不当な目的のために公益通報してはならない。

(公益通報の受付)

第5条 公益通報は、文書、電子メール、面談等によるものとする。

2 通報対応業務従事者は、公益通報を受け付けたときは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、連絡先及び通報対象事実の内容等について公益通報受付票（別記様式）に記録するとともに 通報者に対して次に掲げる事項を説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合又は匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合は、この限りでない。

(1) 公益通報に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報保護されること。

(3) 公益通報を受け付けた後の手続きの流れに関すること。

3 公益通報の内容について、処分、勧告等を行う権限が市以外の行政機関に属することが明らかなきときは、当該行政機関を通報者に教示するものとする。

(公益通報の受理)

第6条 通報対応責任者は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対して通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は匿名による通報のため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第7条 通報対応責任者は、受理した公益通報に係る通報対象事実に関し、通報対

応業務従事者に必要な調査を行わせるものとする。

- 2 通報対応業務従事者は、調査の実施に当たっては、通報に関する秘密を保持し、通報者が特定されないよう十分配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

(調査結果に基づく措置)

第8条 市長は、前条の規定による調査の結果及び通報対象事実があると認めるときは、速やかに是正措置その他適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

- 2 市長は、通報対象事実についての調査結果、是正措置等の内容を通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 3 前項の通知は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮して行わなければならない。

(通報者の保護)

第9条 市長は、内部公益通報を行ったことを理由として、当該通報を行った市職員等に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保持及び個人情報保護)

第10条 公益通報への対応に関与した職員（公益通報への対応に付随する職務等を通じて、公益通報に関する秘密を知り得た者も含む。）は、公益通報に関する秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。当該職を退いた後においても、同様とする。

(公表)

第11条 市長は、公益通報の件数その他必要と認める事項について、毎年度公表するものとする。

(他の法令等との関係)

第12条 公益通報への対応については、他の法令（条例、規則等を含む。）に特別な定めがある場合又はこれに基づく運用がある場合を除くほか、この要綱に定めるところによる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式（第5条関係）

公益通報受付票

受付日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	
通報方法	文書・電子メール・面談・その他 ()	
通 報 者	氏 名	・ 匿名
	所 属 (事業者名)	
	住 所	
	連 絡 先	(電話番号) (メールアドレス)
通 報 内 容	違反者氏名	
	所 属 (事業者名)	
	違反行為 等の内容	※日時、場所、内容、目的、原因等
	証拠書類等	有 () ・ 無
	対象法令等	
	そ の 他 特記事項	